

- 物多様性センターHP（サイト内検索ワード：平成22年度特定哺乳類生息状況調査報告書）
 (19)「特定哺乳類生息状況調査」環境省自然環境局生物多様性センターHP（サイト内検索ワード：特定哺乳類生息状況調査）
 (20)川本、他、前掲書、p22
 (21)環境省HP（サイト内検索ワード：佐渡トキ保護センター）
 (22)佐渡トキ保護センターHP（サイト内FAQ：日本のトキと中国のトキは、同じ種類ですか？）
 (23)新潟日報モアHP（サイト内検索ワード：日本と中国のトキは違う？）
 (24)「モンゴロイドの地球3日本人のなりたち」百々幸雄編、東京大学出版会、1995年、pp39-43
 (25)前掲書、p43
 (26)「サドガエル：腹や足、濃い黄色 新潟・佐渡島で生息、新種と判明 一広島大など発表」『毎日新聞』大阪夕刊、2012年12月12日、p8社会面（以下、「毎日新聞：2012年12月12日」）
 (27)原裕司「生き延びろ、サドガエル トキの好物、絶滅危惧種に指定 /新潟県』『朝日新聞』新潟県全県、朝刊、2017年4月12日、p23
 (28)嘉田由紀子「水汚染をめぐる科学知と生活知」『講座地球に生きる 2 環境の社会化—生存の自然認識』掛谷誠編、雄山閣、1994年、pp213-235
 (29)Mary, Douglas., & Aaron, Wildavsky. *RISK AND CULTURE An Essay on the Selection of Technological and Environmental dangers*. California:Uinv. of California Press, 1983. 35-36.
 (30)ガストン・バシュラール「水と夢—物質の想像力についての試論」小浜俊郎・桜木泰行 訳、国文社、1969年、p208
 (31)前掲書、p208
 (32)「毎日新聞：2012年12月12日」、p8
 (33)筑紫圭一「環境法百選」pp198-199
 (34)北村喜宣「環境法百選」pp92-93
 (35)藤原静雄「環境法百選」pp208-209
 (36)近鉄特急判決(最判平成元4.13判時1313号121頁)
 (37)筑紫圭一「環境法百選」pp198-199、p199

6. 結論

6.1. 法的な領域に関わる生物多様性の問題の概要

「生物多様性」という語は、1970年代までに欧米の学会を中心に流通し始めた学術用語である「生物学的多様性」から1985年に造語された比較的新しい言葉である。この新しい言葉である「生物多様性」は、欧米諸国で短期間のうちに広まり、造語からわずか8年後の1993年には「生物多様性条約」が締結されるまでに至った。

「生物多様性」の語は我が国においても受容され、広まりを見せた。「生物多様性」は、1993年施行の「環境基本法」第14条に記載されたのを皮切りに、1995年の「生物多様性国家戦略」の作成、2008年の「生物多様性基本法」の施行など、民間レベルの環境保護・保全活動を越え、法的な領域に深く浸透するまでに至った。

ところで、一般的には「生物多様性」の語は、多様な意味を持つこと。そして、「生物多様性」の語を用いる人々のそれぞれが、語の内に望むものを見い出せる様なものであることが、この語について検討したことのある人々に知られていた。この「使用者が語の内に望むものを見い出せる」という「生物多様性」の語の特徴は、そのまま法的な領域に持ち込まれると困難をもたらすものであると考えらえれる。これは、例えば「生物多様性基本法」において規定されている国や国民が負う「生物多様性保全の責務」の意味内容を不明確にする等、法の解釈に困難をもたらすものになるだろう。

また、「生物多様性」の様な幅広い意味内容を持つ語を用いて作られた法の規定は、具体的事例にあてはめられる際に、多様な解釈をされる可能性や、恣意的な運用をされる可能性もあるだろう。そして、「生物多様性」の語が関わるような問題には、目的達成のために語を恣意的に解釈することへの誘因もないわけではないのである。

この「生物多様性」の語の解釈への誘因として緒言では簡単に 2 つの例に触れてみた。含意していたものを明らかにした形にすると以下のような例になると考えられる。

まず第 1 に、多くの場合、生物多様性の保全は、保全対象となる生物の生息「域」を保全する必要がある。換言すると、生物多様性の保全には、一定の広さの土地の利用に規制をかける等の必要があることから、強い権利性を認められている財産権(所有権)の制限と関連していることを挙げることができる。仮に広く分布する種の地域個体群の保全が問題となるような場合を想定してみると、一方の財産権を守りたい側の立場からすれば、「生物多様性」の価値を低く評価したいだろう。これに対し、生物多様性保全に興味のない人が価値を見い出さないようありふれた種の地域個体群を守ろうとするような立場からは、財産権という強い権利を切り崩すために「生物多様性」の価値を憲法第 29 条第 1 項にいうような「公共の福祉」に相当する程度に高く評価したいだろう。

そして第 2 に、生物多様性保全の場面で行われる外来種の排除が、哺乳類などの人の情動に訴えるものを対象として行われるとき、生物多様性保全の価値観と動物愛護の価値観との対立が生じる場合があることを挙げることができるだろう。動物愛護のような人の感情に容易に強く訴えかけるものに起因する倫理観に基づいた価値に対して、多くの人が直感的にその価値を認識しないだろう生物多様性の価値の優位を主張するという困難な状況に直面した場合、仮に不明確な語の解釈を通じて、その場面で本来なら主張出来る以上に強い権利の主張が可能であるならば、自己に有利な解釈を採用した議論を開かない理由はないだろう。

これらの場面では、「生物多様性」の語を恣意的に解釈することができると、強い発言力を持つ一方当事者が、争う相手に対して、出来事や問題の解釈に関して自己に有利な外形を不当に作出し、意思の実現を果たすことが出来るようにもなると思われるだろう。

しかしながら、「生物多様性」の語が一般的に多様な解釈をされる可能性を持っていたとしても、法的な場面における使用では、法の規定あるいは運用等により「生物多様性」の意味内容を限定することで語の解釈に関する問題を生じさせないことも可能であると考えられるのである。

そこで、本論文においては、まず、議論を進めるに際して概念上の混乱に陥らないようにするために、幾つかの用語と概念について使用法を定めたうえで、始めに、自然科学や環境保全のような一般的な場面において用いられている生物多様性及びその構成要素の意味等

についての確認を行った。

6.2. 「種」概念の多義性についての確認と検討

生物多様性の構成要素のうち、「種」については、「種問題」と呼ばれる困難な問題が存在していることを明らかにしたうえで、「種問題」の議論の中に登場した8つの主要な種概念の確認と、それらの種概念により考えられている種がどの様な存在物として捉えられるものであるのかについて検討した。

その結果、「種問題」の議論の中に登場するもので、今回確認した8つの種概念は、種を概ね生物個体を要素として種の外延画定を人の認識に依存する「総和的な要素の複合体」として捉えるものと、種の外延画定を人の認識に依存しないと考えうる「構成的な要素の複合体」として捉えるものに区分することができた。また、この区分により「種」として扱われるものの中には、人間の精神活動に依存した存在者としてそれ自身の内在的価値を持ちえないものと、人間の精神活動に依存しない存在者としてそれ自身の内在的価値を持ちうるものがあることが示された。

そして、この2つの区分のどちらに属する種概念に規定されるかにより、種は法の客体としての性質を変えることになると考えられた。

即ち、まず、総和的な要素の複合体としての種は、「日光太郎杉事件」で判断が示されるような「非代替的価値」の対象、或いは、「伊場遺跡事件」では法律上の権利としては認められなかつたが、一定の権利性を観念できるとされた「学術研究者の学問研究上の利益」の対象として、抽象的な価値の対象となると考えられた。これに対し、構成的な要素の複合体としての種は、総和的な要素の複合体としての種に認め得る抽象的な諸価値に加え、「アマミノクロウサギ処分取消事件」において「法的に価値が承認される」と言及された「自然及び野生動物等の自然物の価値」といった、人間の精神活動に依存しない対象それ自身の内在的価値を有する対象として観念することができると考えられた。

6.3. 「生態系」概念の多義性についての確認と検討

生物多様性の構成要素のうち、「生態系」については、最初に、語の使用や概念の成立と受容の過程を概観した。その結果、「生態系」の語は、「ある地域に生息する生物とそれを取り巻く非生物的環境」を表すと同時に、「物質・エネルギー循環系」を表現する多義的な語であることが確かめられた。次に、「物質・エネルギー循環系」としての生態系と「地域の生物群集」としての生態系について具体例を見ながら検討した。その結果、生態系は、「物質・エネルギー循環系」と、「地域の生物群集の構成」のどちらの意味で用いられるかにより、法的保護の対象としての性質を変えることになると考えられた。

即ち、「物質・エネルギー循環系」としての生態系が損なわれる場合、その影響は人の生命や健康、そして財産にまで及ぶと考えられる。このため、「物質・エネルギー循環系」としての生態系の権利性は、広く一般的に具体的な権利性を持つ権利にまで及ぶと考えられる。

他方、「地域の生物構成」としての生態系が損なわれる場合、その影響は抽象的な権利性を持つ権利に限られるだろうと考えられる。即ち、「アマミノクロウサギ処分取消請求事件」で判断が示されたような「一般的抽象的な保護義務」の対象として。そして、現行法制とは適合しないが、一部の保全生物学者達が自任する「動・植物、生態系の代弁者」として訴訟を行う「自然の権利」の対象として。あるいは、地域生態系を構成する種や種間の関係が進化という歴史的な一回性を持つ出来事により生ずるということを根拠に、「日光太郎杉事件」で判断が示された「非代替的な環境価値」を持つ対象として。更に、分類学や生態学といった学問の講座が大学等に存在することを根拠としうるもので、法的保護の対象とはならなかつたが「伊場遺跡事件」で判断が示された「学術研究者の学問研究上の利益」の対象としての権利性を持つ権利に、生態系の権利は及ぶと考えられた。

6.4. 「生物多様性」概念の多義性についての確認と検討

生物多様性基本法や生物多様性条約には定義規定が存在するものの、「生物多様性」という語は、非常に幅広い意味を持たされ、使う人の立場により異なる意味を与えられた言葉になっていると考えられた。

そこで、最初に、幅広い意味を持たされた語である「生物多様性」の把握を目的として、デヴィッド・ターカーの社会学的な研究と国内外の出版物における生物多様性の語の使用について確認した。その結果、「生物多様性とは何か」という問い合わせに対しては、大きく分けて 3 種類の回答が示されることが明らかとなった。それは第 1 に、生物個体や種といった生物学的な実体とそれらが形成する階層についての見解。第 2 に、生態学的な「機能」の様な生物個体や種といった実体として捉えられるという様な対象物以外についても考慮すべしという見解。そして第 3 に、「生物多様性」という「用語」についての見解であった。そして、これらの見解についての確認及び検討から、生態学者達や保全論者達を中心とした人々が用いている「生物多様性」という用語は、可能な解釈の多様さ故に一般的な形で意味を定めることが困難な用語であることが認められた。

しかし、一般的な形で意味内容を定めることができたとしても、法的な用語としての「生物多様性」の意味内容を定められる可能性が存在した。

法令解釈においては、幾つかの方法、例えば、法の規定の中に用語を定義する規定を置いたり、法令の目的や解釈の指針を規定すること等により、法令自体が法令の形で自ら解釈を下すことにより、確定的に意味内容を定める場合も存在するからである。この点を踏まえて、

「生物多様性」についての法規的解釈の可能性を確認するために、条約、法、条例、そして生物多様性戦略及び計画における「生物多様性」の語を定義するものを中心に法の規定を概観し、意味内容を定めることができているのかの検討を行った。

6.5. 法に規定された生物多様性関連用語の確認と

語の意味の不明確さの解消可能性についての検討

生物多様性やその構成要素とは如何なるものであるかについては、生物多様性基本法や生物多様性に関する条約等の条約等に定義規定が存在している。これを踏まえて、条約、法律、条例、そして、生物多様戦略及び計画における生物多様性及び生物多様性の構成要素の語を定義する規定を概観し、意味内容を定めることができているのかを検討した。

6.5.1. 条約における生物多様性関連用語の確認と検討

生物多様性に関わる語についての定義規定がある条約として確認したのは、「生物の多様性に関する条約」、「カルタヘナ議定書」、「名古屋議定書」、そして、「ワシントン条約」の4つである。そして、このうち「名古屋議定書」を除いた3つの条約の規定について検討した。

検討の結果、「カルタヘナ議定書」及び「ワシントン条約」における生物多様性の構成要素に関する定義規定については、生物多様性に関わる語を解釈する際にそれぞれの条約を離れて参照することができるものではないことが認められた。また、「生物多様性条約」については、生物多様性を構成する要素の範囲を限定しているが、生物多様性を構成する「種」について意味内容を限定せず、また、「生態系」については多義性を解消していないことが認められた。このため、これらの生物多様性の構成要素の意味の不明確さに起因する語の意味の不明確さの解消には至らないことが確認された。

6.5.2. 法律における生物多様性関連用語の確認と検討

生物多様性に関わると思われる語についての定義規定がある法律として確認したのは、「生物多様性基本法」、「生物多様性地域連携促進法」、「カルタヘナ法」の3つである。そして、このうち「生物多様性基本法」と「カルタヘナ法」の2つの法律の規定について検討した。

検討の結果、「カルタヘナ法」の規定については、「生物多様性」の語を解釈するに際して、「カルタヘナ議定書」と同様の理由により、参照できないことが認められた。また、「生物多様性基本法」における規定は、「生物多様性条約」と同様に、生物多様性を構成する構成要素の範囲を限定すると思われるが、構成要素の意味を限定しておらず、生物多様性の構成

要素の意味の不明確さに起因する語の意味の不明確さの解消には至っていないことが認められた。

6.5.3. 条例における生物多様性関連用語の確認と検討

生物多様性に関する語について規定するものとして確認した条例は、3つのグループに分けることができた。第1に、名称に「生物多様性」の語を含む条例。第2に、定義規定に生物多様性の構成要素である「生態系」を定義する規定。そして第3に、一部の条例において生物多様性の構成要素とされている「野生生物」について言及している条例である。これらの条例の中で、名称に「生物多様性」の語を含む3つの条例、「生態系」を定義する2つの条例、そして、野生生物とは如何なるものであるのかを検討するに資する2つの条例について検討した。

確認した条例について検討した結果、3つのことが認められた。

第1に、「北海道の生物多様性に関する条例」の規定は、法律の規定よりも対象となる生態系に地域固有性があることを強調するものであった。だが、「北海道の生物の多様性に関する条例」の規定は、「生態系」の語の多義性を解消しないことが認められた。

第2に、「あかしの生態系を守る条例」には、生物多様性の構成要素である「生態系」の語の多義性を解消する規定が存することが確認された。しかしながら、「あかしの生態系を守る条例」は、「生物多様性」の語の不明確さの原因ともなっている「種」の多義性について解消する規定を持たないため、「生物多様性」の不明確さの解消には至らなかつたことが認められた。

そして第3に、語を定義する規定としては条例レベルにおいて始めて登場する概念で、生物多様性や生態系の構成要素とされる「野生生物(野生動植物)」の概念について、「野田市野生動植物の保護に関する条例」と「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」の規定を手掛かりに野生生物概念の分析を行った。その結果、条例で用いられた「野生生物」の概念は、語の意味の周縁に属する対象を含む曖昧な概念であることが認められた。このため、「野生生物」は、生物多様性や生態系の構成要素とされることで語の外延を狭めるが、「野生生物」の語の曖昧さに起因する不明確さを持つので、「生物多様性」等の概念の意味の不明確さを解消するのに資するものではないことが認められた。

6.5.4. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の確認と検討

生物多様性国家戦略については、これまでに作成された5つの生物多様性国家戦略のうち、最新のものである「生物多様性国家戦略 2012－2020」を中心に、過去の戦略における特徴的な表現も参照しながら、「生物多様性」及び生物多様性の構成要素に関する規定を確

認し検討した。

確認の結果、「生物多様性国家戦略 2012－2020」における「生物多様性」とは、「生物多様性条約」の規定によるものであることが認められた。そして、国家戦略の規定について検討の結果、生物多様性の構成要素である「生態系」と「種」についての説明は、それぞれのレベルに属する個別の対象を例示的に列挙するものとなっており、生物多様性における「各レベルの構成要素とは何か」という問い合わせに対して、解釈者達が挙げられた例から任意に答えを導くことが出来る様なものとなっていることが認められた。これらのことから、「生物多様性国家戦略 2012－2020」の規定は、生物多様性及び生物多様性の構成要素の意味の多義性を解消せず、生物多様性に関する概念の不明確さの解消に資するものではないことが認められた。

6.5.5. 国以外の公的機関における生物多様性戦略及び計画における

生物多様性関連用語の確認と検討

国以外の公的機関における生物多様性戦略及び計画については、環境基本条例中に含まれるもの及び策定中のものも合わせて、35 の都道県、68 市町村によるものと、5 つの市町村の連携による 1 つの戦略、そして、農林水産省の戦略を確認した。

確認の結果、「生物多様性」については、千葉県、滋賀県、そして市原市の 3 つの戦略が、「生きもののにぎわい」と「生命（いのち）のにぎわい」という特徴的な用語で生物多様性について説明していた。そこで、滋賀県の戦略における「生きもののにぎわい」の使用法及び「生命（いのち）のにぎわい」について検討を加えた。そして、検討の結果、これらの特徴的な用語を持つ戦略は、「生物多様性」の語の不明確さを解消しないことが確認された。

「生物多様性」に統いて、生物多様性の構成要素について言及する地域戦略及び計画の規定を確認した。その結果、埼玉県、富山県、兵庫県、熊本県、そして、姫路市の戦略は、「種とは何か」についての説明で明示的に立場を示して「種」の語の不明確さを解消する規定を有していることが認められた。しかしながら、これら 5 つの戦略は、一致した見解を示していないかった。このため、生物多様性地域戦略及び計画は、それぞれの適用範囲を越えて全国的に参照できる形で生物多様性の構成要素の語の不明確さを解消するに至らないことが確認された。

生物多様性の構成要素である「種」について明示的に立場を示した 5 つの生物多様性地域戦略の見解は一致したものではなかった。このため一般的な形で「種」の語の不明確さは解消されなかった。しかし、5 つの戦略の採用した種概念により規定される集団が法的保護・利益の対象として一致した性格を持つ可能性は残されていた。そして、もし「種」の法的保護・利益の対象としての性質が一致するならば、「種」の法的性格を定めることは可能であ

ると考えられた。そこで、5つの戦略が採用した種概念の分析に続いて、各戦略により規定される集団が、それぞれどのような法的保護・利益の対象となるかについて検討を行った。

5つの戦略で規定される集団の法的性格について検討した結果、5つの戦略は3つの立場に区分できると考えられた。

第1の立場は、埼玉県と富山県の戦略が該当するもので、種を「日光太郎杉事件」で判断が示された「非代替的価値」と「伊場遺跡事件」で法律上の権利としてまでは認められなかつたが権利性が観念された「学術研究者の学問研究上の利益」の対象としての価値があると考えることができるものであった。

第2の立場は、兵庫県の戦略が該当するもので、第1の立場で考えられた2つの価値に加え、種に「アマミノクロウサギ処分取消事件」で言及された「自然及び野生動植物等の自然物の価値」があると考えができるものであった。

以上の2つの立場に対し、第3の立場である熊本県と姫路市の戦略は、種を分類学的種であると同時に生物学的種として規定するものであった。そして、このように規定されていた場合、抽象的な文脈においても法的性格を定めうる第1及び第2の立場とは異なり、第3の立場は具体的文脈に当てはめることなしに対象とする集団の法的性格を定めることができないと考えられた。

以上のことから、検討した5つの生物多様性地域戦略は、生物多様性の構成要素である「種」について地域戦略間で異なる法的価値判断を示すと考えられた。このため、生物多様性地域戦略は、「種」の法的性格についても一致した見解を示していないことが認められた。

6.5.6. 法に規定された「生物多様性」及び生物多様性の構成要素についての検討結果

以上のように、生物多様性に関する条約、法律、条例、そして生物多様性戦略及び計画における生物多様性と生物多様性の構成要素に関する規定の検討を行った。

そして、検討の結果、条約、法律、そして、生物多様性国家戦略の規定は、「生物多様性」及び生物多様性の構成要素の語の意味の不明確さを解消しないことが認められた。

これに対し、条例と生物多様性地域戦略の一部には、生物多様性の構成要素についての意味を限定し、意味の不明確さを解消することにつながる規定が存在することが認められた。

しかしながら、生物多様性の構成要素の意味を限定的に捉える規定が採用していた立場は、3つの異なる立場に分かれていて、一致したものではなかった。従って、生物多様性に関する用語について限定的に捉える条例及び生物多様性地域戦略の規定は、生物多様性関連用語を解釈するに際して、それぞれの条例や戦略が適用される地域を越えて参照することはできない、換言すると、日本国内全域に適用されるような生物多様性の構成要素の解釈を求めるに際して参考することはできないことが認められた。

以上のことから、「生物多様性」の語は、法令全体の趣旨を踏まえても語の不明確さを解消できず、規定の意味を定めることが出来ないと考えられるため、法令に用いられる用語として問題があることが認められた。

6.6. 「和歌山県タイワンザル根絶事業」を中心とした事例における「生物多様性」と 生物多様性の構成要素の語の具体的使用についての確認と検討

生物多様性の構成要素である「種」については生物多様性戦略の一部において意味内容を限定する規定の存在が認められたものの、法の規定において生物多様性関連用語の多義性が解消されることはなかった。だが、多義的な用語には、具体的な場面における使用に際して意味内容が限定され、不明確さを解消した形で使用される可能性も存在した。

そこで、和歌山県の「タイワンザル根絶事業」における生物多様性関連用語の使用を確認すると共に、用語の多義性に起因する問題点の明確化を試みた。

6.6.1. 「ニホンザルが失われる」という主張の意味の確認と検討

和歌山県で起こったニホンザルとタイワンザルの交雑を受けて、専門家達がタイワンザル及び交雑個体を根絶すべきであると主張した根拠の主なものは、タイワンザルの移入が生態系を破壊し、ニホンザルを消失させるというものであった。そこで、専門家達の主張する「生態系の破壊」や「ニホンザルの消失」がどの様な意味を持つ主張であるかについて検討を行った。

検討の結果、和歌山県のタイワンザル集団からニホンザル集団への遺伝子流入により生じる変化は、佐渡島への中国産トキの導入により生じる変化と比較してもより小さいものであり、物質・エネルギー循環系としての生態系が破壊されるような変化ではないと考えられた。そして、このことから、専門家達が和歌山県の事例で用いた「生態系」の語は、「地域の生物構成」としての生態系を意味していたと考えられた。

また、ニホンザルとタイワンザルの生殖隔離と遺伝子流動の状況についての分析から、タイワンザル集団からニホンザル集団への遺伝子流入による変化は、生殖システムとしての種を破壊しないものと考えられた。そして、このことから、専門家達が和歌山県の事例で用いた「種」の語は、分類学的種概念等の種を任意の定義形質を有する個体の集合。即ち、この論文が従っている用語法における「総和的な要素の複合体」としての種を意味していたと考えられた。

6.6.2. 生物多様性の構成要素を主観的対象と解釈した場合に生じる問題

和歌山県で起こったニホンザルとタイワンザルの問題に関して、専門家達が要望書や研

究により示していた見解は、それぞれ単独で見た場合にはいずれの主張も問題を含むものではなかった。しかし、定量的に検討した結果を踏まえて、ニホンザルを総和的な要素の複合体として捉えると、幾つかの主張は、「生物多様性」の語の多義性により生じる概念上の混乱を含むものになることが認められた。

専門家達が行っていた主張の中で問題を含むことになると考えられたのは、「和歌山県の事例以前にも、生態系の破壊を引き起こした小笠原の野生化ヤギと、在来種の捕食を引き起こしたマングースの除去が行われてきた」という主張であった。この主張が問題となるのは、具体的・物理的対象と考えられる物質・エネルギー循環系としての生態系や生殖システムとしての種が損なわれる場合である 2 つの事例が、抽象的・観念的対象としての種を保全する事業であると考えられる和歌山県におけるタイワンザル駆除事業の先例となると考えられたことである。

そして更に、この 2 つの先例とタイワンザル根絶事業の性質の違いは、法的価値の違いにつながることが認められた。このため、野生化ヤギとマングースの駆除事例をタイワンザル根絶事業の先例として認めるることは、法的な価値判断を誤るものであると考えられた。

6.6.3. 具体的事例における生物多様性関連用語の使用についての検討結果

「生物多様性」及び生物多様性の構成要素に関わる語の法的な場面における具体的な使用についての知見を得るために、和歌山県が実施した「タイワンザル根絶事業」を中心とした事例の検討を行った。そして、検討の結果、和歌山県で野生化したタイワンザルを根絶すべきであると主張した専門家達は、生物多様性に関わる語の多義性を意識せずに使用することで、権利性について弱い正当化根拠の事例を強い正当化根拠のある事例と混同した主張を行ったと考えられた。

そして、専門家達の主張を受けて作成されたと思われる和歌山県が作成したタイワンザル根絶事業について住民に問うアンケートは、事業の実施について対立した意見を持つ人々が意思を表明するために必要な選択肢を排除して作成されるという問題のあるものとなつたことが認められた。

以上のことから、生物多様性に関連する語の多義性は、法的な場面における具体的な使用に際しても解消されないことが認められた。そして、生物多様性関連用語の多義性は、本来同一視されるべきでない事柄が同一視されるといった、公正な意思決定を行うに際しての問題となる事象を引き起こすことが認められた。

6.7. 「法的概念としての生物多様性」についての検討結果と今後の課題

6.7.1. 「法的概念としての生物多様性」についての検討結果

—「生物多様性」の語には法的概念としては好ましくない不明確さが存在する—

我が国では、1993年施行の環境基本法第14条に記載されたのを皮切りに、「生物多様性」の語は法的な領域に深く浸透するまでに至った。

だが、この「生物多様性」の語は、多様な意味を持ち、「使用者が語の内に望むものを見い出せる」様なものであることが、「生物多様性」の語について検討したことのある人々に知られていた。

そして、「生物多様性」の語のもつ(幅広い意味内容を持つことで)「使用者が語の内に望むものを見い出せる」という特徴は、例えば、「生物多様性基本法」において規定される国や国民が負う「生物多様性保全の責務」の意味内容を不明確にする等、法の解釈に困難をもたらし、また、法の恣意的な運用の可能性を生じさせるなど、法的な用語としては好ましくないものになるようと思われた。

しかし、「生物多様性」の語が一般的に用いられる際に幅広い意味内容を持っていたとしても、法の規定により意味の範囲に限定を加えるなどして法的な用語としての意味を定めたり、法的な場面における使用の中で意味内容が限定され不明確さを解消した形で語が使用される可能性も存在した。

そこで、本論文では、まず議論に用いる用語について整理し、次いで、生物多様性関連用語の一般的用語法における多義性について確認を行い、その後に、法的に規定された生物多様性と生物多様性の構成要素について確認と検討を行った。そして最後に、和歌山県によるタイワンザル根絶事業を中心とした具体的な事例における「生物多様性」と生物多様性の構成要素についての語の使用について検討を行った。

検討の結果、「生物多様性」の語は、法令全体の趣旨を踏まえても語の不明確さを解消できないことが明らかとなった。そして更に、具体的な場面における使用に際しても、語の使用に限定は加えられず、多義的な語の使用は解消されることはなかったことが明らかとなつた。

以上より、「生物多様性」及びその構成要素は、法的概念としては、関連用語の多義性により意味内容の限定が困難であるという問題を持つものであると結論することが出来るだろう。

6.7.2. 法的概念としての「生物多様性」に関する今後の課題

—「生物多様性」の多義性にどのように向き合うべきか—

生物多様性概念は、非常に幅広い意味内容を含むという法的概念としては好ましくない

特徴を有していた。しかしながら、我が国が対外的には生物多様性条約を締結し、国内的にも生物多様性基本法を始めとした生物多様性関連法を持つ以上、法的概念としての生物多様性に関わらずに済ますことはできないだろう。よって、今後の課題として、法的概念としての生物多様性をより良いものとするために、関連する諸概念の多義性に向き合う必要があると考えられる。

そこで、今後の議論に役立てるために、以下では議論の端緒として 2 つの案を提示し、それぞれの案の長所と短所について簡単にではあるが考え方を示してみたいと思う。

6.7.2.1. 生物多様性の意味内容を使用される文脈により限定する方法

—自由権に関する精神的自由と経済的自由の区別や

刑法典における暴行の解釈に準ずる方法—

多義的な生物多様性関連用語の意味内容を限定する 1 つ目の方法は、自由権に関する精神的自由と経済的自由の区別や、2.2.3.において触れた刑法典における「暴行」の解釈の様に、語が使用される文脈が定まれば、多義的な概念がいずれの意味で用いられているのかを明らかに出来る様にする方法である。

1 つ目の方法の長所は、生物多様性概念それ自体には限定が加えられないため、生物多様性に関わる幅広い利益や価値を法的に保護する対象として考え、救うことが出来るということにある。

他方、1 つ目の方法の短所は、2 つのものが挙げられる。

第 1 の短所は、生物多様性に関わる語の意味を限定するために行なわれねばならない議論が複雑になり、また、議論を行うために求められる予備的な知識も幅広いものが求められることになる点が挙げられる。

第 2 の短所は、仮に法的な側面での議論が成熟して、文脈毎の生物多様性関連用語の法的概念としての性質が定まったとしても、その定められた語の使用方法が広く一般に理解されるのは容易なことではないし、時間もかかると思われる点が挙げられるだろう。

6.7.2.2. 法的概念としての生物多様性の意味内容を予め限定する方法

—一定義規定等により予め「生物多様性」の解釈を示す方法—

多義的な生物多様性関連用語の意味内容を限定する 2 つ目の方法は、法的な概念としての生物多様性の意味内容を定義規定等により予め限定する方法。あるいは、目的規定として「生物多様性を保全する」あるいは「種多様性を保全する」という不明確な目的ではなく、「地域の物質循環を維持する」とか「生物的要因により形成される景観を維持する」といった形で不明確さを排除できる明確な目的規定を設けることで意味内容を限定する方法であ

る。

2つ目の方法の長所は、2つのものが挙げられる。

第1の長所は、用語の意味内容が一度定まれば、用語の解釈に関する混乱が生じる可能性が少なくなると考えることが出来るということにある。

そして、第2の長所は、一度用語の意味内容が定められれば、法的な文脈で生物多様性関連用語がどの様な意味で用いられているのかを一般に説明することが6.7.2.1.で示した1つの方法による場合よりも容易になるだろう点が挙げられる。

これに対し、2つ目の方法の短所は、2つのものが挙げられる。

第1の短所は、生物多様性について法的な場面で採用出来る解釈が限定されることにより、法的に保護することのできる生物多様性に関わる対象の範囲が限定されることになる点が挙げられる。

そして、第2の短所は、恐らく致命的といってよいと思われるものである。それは、非常に幅広く多義的に用いられ、また議論が多い生物多様性関連用語についての意味内容を限定するような合意に到達する可能性は極めて疑わしいという点である。